

## 第10回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月31日（月）午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室

3. 出席委員 18名

1	乙部 毅博	2	吉田 義明	3	猪飼 敬司
4	吉田 洋一	5	太田 勝義	6	片岡 文洋
7	齊藤 徹	8	牧田 日出男	9	辻本 一夫
10	向井 良治	11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
13	太田 福司	14	竹内 稔	15	今村 昭仁
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第17号	農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第3	議案第18号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について
日程第4	議案第19号	農地法第4条の規定による許可について
日程第5	議案第20号	農地法第5条の規定による許可について
日程第6	議案第21号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第22号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）の決定及び意見書の提出について

6. 事務局 吉田局長、豊吉係長、眞鍋主査

7. 閉会時間 午後2時5分

## 8. 会議の概要

議長	<p>ただ今の出席委員は18名であります。定足数に達しておりますので、第10回大樹町農業委員会総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、3番猪飼敬司委員、4番吉田洋一委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明求めます。</p>
吉田局長	<p>それでは、4月28日開催の第9回総会以降に行われました業務等につきまして、報告致します。</p> <p><b>(議案に基づき業務報告を説明)</b></p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第17号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>それでは、議案第17号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農地法第18条の規定では農地等の賃貸借の解除等の制限を定めております。</p> <p>農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。</p> <p>ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で書面により明らかの場合と規定されております。</p>

<p>議長</p>	<p>今回もこの例外規定の合意解約1件が成立しており、その1件の案件につきまして、ご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。 以上で提案説明を終わります。</p>
<p>豊吉係長</p>	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>議案第17号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」説明させていただきます。</p> <p><b>(議案に基づき説明)</b></p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第17号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第18号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
<p>吉田局長</p>	<p>それでは、議案第18号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更につきましては、「農業振興地域の整備に関する法律」にその定めがあり、市町村が事業計画者の申請に基づき、計画変更案</p>

	<p>を策定し、農業委員会はその計画変更案に意見を行うこととされております。</p> <p>また、市町村は農業委員会の意見書を添えて、北海道と計画変更の協議を行い、北海道の了解を得て正式に計画変更が行われる流れとなっております。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は、1件でございます。</p> <p>申請内容は、農家住宅建設に伴う農用区域からの除外が1件となっております。その計画変更の可否について審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉係長</p>	<p>議案第18号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」説明させていただきます。</p> <p>申請番号1番、大樹町農業振興地域整備計画の農用区域からの除外として、大樹町長から意見照会されている案件であります。</p>
	<p><b>(議案に基づき説明)</b></p> <p>なお、現地調査は5月19日に第3班、牧田班長以下3名で行っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第3班・班長、牧田日出男委員から報告願います。</p>
<p>牧田委員</p>	<p>大樹町から意見照会された農用区域の除外の件について、第3班で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、施設などとの位置関係から他に代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査で確認いたしました。班では農用区域から除外しても問題ないと判断しました。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

	<p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第18号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、農業振興地域整備計画の変更について、異議のない旨、大樹町に回答する事といたします。</p> <p>日程第4、議案第19号「農地法第4条の規定による許可について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第19号「農地法第4条の規定による許可について」の件を提案説明申し上げます。</p> <p>農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行うさい、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要があります。</p> <p>転用者と転用する土地の所有者が同一者若しくは同一の経営体に属する親族から承諾を受けている場合は、農地法第4条にその規定があり、転用者が許可申請し、農地法第4条の規定による許可を受けることとなります。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は、(地区名)での農家住宅建設の1件となっております。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
吉田局長	<p>それでは、議案第19号「農地法第4条の規定による許可について」の件を提案説明申し上げます。</p>
議長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉係長	<p>議案第19号「農地法第4条の規定による許可について」説明させていただき</p>

ます。

**(議案に基づき説明)**

また、別紙に、チェックリスト・施設の配置図等を添付しておりますので、ご参照願います。

なお、申請番号1番の案件につきましては、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議への意見聴取はありませんが、農振法の許可が7月に予定しておりますので、本許可につきましても同じ7月を予定しております。

本申請に係る工期が終了し、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおり転用されたかを確認し、問題がなければ台帳地目を変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。次に、調査班より調査報告を求めます。

第3班・班長、牧田日出男委員から報告願います。

牧田委員

住宅を新たに建設する案件です。既存の宅地では狭く、他の代替地もないことを、現地調査で確認しました。

本案件について、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており、班では許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第19号「農地法第4条の規定による許可について」の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第5、議案第20号「農地法第5条の規定による許可について」申請番号1番及び2番の件を議題といたします。

事務局より提案説明を求めます。

吉田局長

それでは、議案第20号「農地法第5条の規定による許可について」の件を提案説明申し上げます。

農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行うさい、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要がございます。

転用者と転用する土地の所有者が異なる場合は、農地法第5条にその規定があり、転用者と土地の所有者が連名で許可申請し、第5条の規定による許可を受けることとなります。

今回ご審議頂きます「農地法第5条の規定による許可について」は2件でございます。

内訳は観測ロケットの打ち上げに伴う見学場の設営のための一時転用1件と一般賃貸住宅建設のための転用1件となっております。

つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉係長

議案第20号「農地法第5条の規定による許可について」説明させていただきます。

**(議案に基づき説明)**

申請番号1番・2番の現地調査につきましては、5月19日に、第3班 牧田班長以下委員3名により実施しております。

なお、次のページ以降には、チェックリスト、施設の配置図等を添付してお

	<p>りますのでご参照願います。</p> <p>申請番号1番・2番につきましては、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議「常設審議委員会」への意見聴取は省略可能となり、本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。</p> <p>本申請に係る工期終了後、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりであるか確認後、台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第3班・班長、牧田日出男委員から報告願います。</p>
牧田委員	<p>1番、観測ロケット打ち上げに伴う見学場の設営を目的とした、一時転用の案件です。</p> <p>ロケットの発射位置の場所等を考慮すると、他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。</p> <p>過去にも、同様な案件で許可を出した経緯も踏まえて、今回も、班では許可すべきと判断いたしました。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p> <p>2番、居住用賃貸住宅建設ための案件です。</p> <p>農振につきましては、農用地区域外であり、また市街地用途区域内の第3種農地であることから、許可すべき案件と考えられます。</p> <p>また、事業の目的、資金等からみても問題はなく、班では許可相当と判断いたしました。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>



	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第20号「農地法第5条の規定による許可について」申請番号1番及び2番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第6、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」</p> <p>申請番号1番から4番の件を議題といたします。それでは、提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を提案説明申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、その集積計画に基づき各利用権の設定等を本総会にお諮りするものです。今回ご審議頂きます申請は4件です。</p> <p>内訳は、賃貸借で新規が1件、更新が3件となっております。つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> <p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>議案21号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積の計画の決定について」説明させていただきます。</p> <p><b>(議案に基づき説明)</b></p> <p>申請番号1から4番について、別紙に、農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者の経営面積、農作業従事日数などを記載</p>
吉田局長	
議長	
豊吉係長	

議長	<p>しております。なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、申請番号1番について、地区担当委員より地域調整報告を求めます。  <b>(地区名)</b>、今村昭仁委員から報告願います。</p>
今村委員	<p>農用地利用集積の申し出があったため、<b>(地区名)</b>に周知し、<b>(個人名)</b>としました。</p> <p>賃貸借期間は、5年間とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願います。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>なお、申請番号2番から4番は、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」</p> <p>申請番号1番から4番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第7、議案第22号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定</p>

	<p>による農用地利用配分計画（案）の決定及び意見書の提出について」の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第22号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）の決定及び意見書の提出について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農地中間管理事業とは、農地中間管理機構、北海道では、北海道農業公社がその組織にあたりますが、農地を貸したい者から農地を借受け、地域の担い手に集積・集約を図るために貸付けする事業であります。</p> <p>平成25年に農地中間管理事業の推進に関する法律が制定され、当町でも国からの補助金も手厚く措置されたことや複数戸法人の設立時期と重なったこともあり、平成26年、27年に、この事業を活用しております。</p> <p>この法律の第19条では、「農地中間管理機構は、借りた農地を地域の農業者へ貸付するための農用地利用配分計画を定める場合、市町村に対し、協力を求めることができるとされており、協力を求められた市町村は、必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。」と定められております。</p> <p>今回4月に離農された（地区名）（個人名）が本事業により借受していた農地を合意解約するにあたり、新たに（法人名）への農地利用配分計画を定めるにあたり、大樹町より当委員会へ意見を求められたものであります。</p> <p>つきましては、農地利用配分計画(案)の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
吉田局長	<p>それでは、議案第22号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）の決定及び意見書の提出について」の提案説明を申し上げます。</p>
議長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
豊吉係長	<p>議案22号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）の決定及び意見書の提出について」説明させていただきます。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用配分計画（案）を決定し、農業委員会の意見書を、大樹町長に提出する案件であります。</p> <p>（議案に基づき説明）</p>

<p>議長</p>	<p>農地配分調整は、4月23日に第2班富倉班長、他3名で実施しております。</p> <p>また、農地利用配分計画（案）に関する点検票も、添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第2班・富倉浩之班長から報告願います。</p>
<p>富倉委員</p>	<p>議案22号1番について説明します。本案件につきましては、4月23日に第2班において、農地配分調整を行い、利用権を、<b>（個人名）</b>から<b>（法人名）</b>としました。</p> <p><b>（法人名）</b>につきましては、既に安定的な農業経営を行っており、農業者の経営に支障を及ぼすことないことから、今回の農用地利用配分（案）は、班としては妥当だと認めます。</p> <p>ご審議の程お願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第22号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）の決定及び意見書の提出について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>

吉田局長	<p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。 次に連絡事項に入ります。事務局より説明いたします。</p> <p>次回の総会につきましては、6月29日火曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>以上をもって、第10回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>